

尾張旭市監査公表第23号

令和2年11月30日付け尾張旭市監査公表第20号をもって公表した定例監査結果報告について、令和2年12月11日付け2市活第233号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年12月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

市民生活部市民活動課

監査の指摘事項	措置状況
尾張旭市自治会等活動促進助成金交付要綱において、附則中に失効規定を定めているが、当該要綱には、額の確定後の助成金の交付請求や返還の規定が定められていることから、附則には、失効に伴う経過措置についても規定する必要がある。	尾張旭市自治会等活動促進助成金交付要綱の附則に、失効に伴う経過措置を規定しました。